

協議会規約の改訂について

八王子市組織規則の改正（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日付）に伴い、以下のとおり日本遺産「桑都物語」推進協議会規約を改訂する。

日本遺産「桑都物語」推進協議会 規約

旧	新
（事務局） 第12条 協議会の運営及び事業実施のため、事務局を八王子市都市戦略部都市戦略課内に置く。 2 事務局の運営に必要なことは、会長が別に定める。	（事務局） 第12条 協議会の運営及び事業実施のため、事務局を八王子市産業振興部日本遺産推進課内に置く。 2 事務局の運営に必要なことは、会長が別に定める。

日本遺産「桑都物語」推進協議会 規約

令和2年7月30日決定

令和6年7月10日改訂

（名称）

第1条 本会は、日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、日本遺産として認定された、八王子市の歴史文化の特色を物語る「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」のストーリーを通じて、歴史文化資源の保存・活用、歴史文化を活かしたまちづくり、産業・観光振興及び人材育成等を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 八王子市の日本遺産にかかる普及啓発、情報発信、人材育成、調査研究及び歴史文化資源の公開活用のための整備に関すること。
- （2） その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表の団体・組織等で構成し、各団体・組織等から選出された者が委員となる。

- 2 委員の任期は3年とし、任期内に委員が欠けた時、後任者の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 監事 2名

- 2 役員は、第4条第1項の委員の中から互選する。

（名誉会長）

第6条 協議会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が委嘱する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第7条 協議会の運営にあたり、専門的な意見を聞くためにオブザーバー及びアドバイザーを招聘することができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、その専門性等を考慮し、必要な個人又は団体・組織等を会長が指名する。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べるることができる。

(職務)

第8条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(財務)

第9条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、国の補助金、八王子市の負担金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日が属する年度においては、当該施行の日）から翌年3月31日までとする。

(総会)

第10条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は総会の議長となり、総会を主宰する。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 総会では、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

(1) 事業計画の策定に関すること。

(2) 組織に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 規約の制定及び改廃に関すること。

(6) 前各号までに掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項。

4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知を受けた事項について、書面をもって表決し、又は団体等に所属する者に代理出席させることが

できる。この場合において、第2項及び前項の適用については総会に出席したものとみなす。

6 議長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

7 総会は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総会の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

8 会長は、総会の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、総会において当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

(分野別部会)

第11条 第3条の事業を効果的に実施するため、分野別部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要なことは、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の運営及び事業実施のため、事務局を八王子市産業振興部日本遺産推進課内に置く。

2 事務局の運営に必要なことは、会長が別に定める。

(解散)

第13条 協議会は、所期の目的を達したとき、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第14条 協議会が解散する場合において有する残余財産については、八王子市に属するものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月10日から施行する。

別表（第4条関連）

公益社団法人八王子観光コンベンション協会	八王子商工会議所
公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団	八王子市町会自治会連合会
八王子市商店会連合会	八王子織物工業組合
大本山高尾山薬王院	一般社団法人八王子青年会議所
東日本旅客鉄道株式会社	京王電鉄株式会社
高尾登山電鉄株式会社	多摩信用金庫
八王子市文化財保護審議会	八王子市
八王子市教育委員会	